

第5号様式（第2条関係）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書（景観重点区域用）

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	{

【建築物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ 視点場から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ やむを得ず視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと。	
形態意匠又は色彩等	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 ☐ けばけばしい色（千歳市景観計画において定めるけばけばしい色の範囲に該当する色彩をいう。以下同じ。）は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。 ☐ 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。やむを得ずけばけばしい色を用いる場合は、建築物等本体のうち、いずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）の5分の1を超えないようにすること。	
素材	☐ 周辺景観と調和する素材を用いるよう努めること。 ☐ 屋根及び外壁等に、金属又はガラス等の光沢素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努めること。	
敷地の外構等	☐ 敷地内は緑化し、既存の樹木がある場合は、当該樹木の保存に努めること。 ☐ 車庫、物置等の附属建物を設置する場合は、周辺景観と調和した形態意匠及び素材を用いるよう努めること。 ☐ 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
その他	☐ 増築又は改修等を行う場合は、既存部分の景観改善も行うよう努めること。	

【工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ 視点場から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 ☐ やむを得ず視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと。 ☐ 太陽電池発電設備を設置する場合は、視点場からその眺望を妨げない位置及び規模とするよう努めること。	
形態意匠及び色彩等	☐ 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 ☐ けばけばしい色は用いず、推奨色を使用するよう努めること。	
素材	☐ 周辺景観と調和する素材を用いるよう努めること。	
敷地の外構等	☐ 敷地内は緑化し、既存の樹木がある場合は、当該樹木の保存に努めること。 ☐ 屋外照明を設置する場合は、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	
その他	☐ 太陽電池発電設備を設置する場合、視点場から視認されるときは、植栽を設ける等周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。	

【開発行為その他土地の形質の変更】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、緑化等による修景に努めること。	
その他	☐ 視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。	

【土石の採取又は鉱物の掘採】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とし、土地の形質、樹木の保存に努めること。	

その他	☐ 採取又は掘採は、整然と行い、視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。 ☐ 行為後の跡地は、周辺の自然植生と調和した緑化に努めること。	
-----	---	--

【木竹の植栽又は伐採】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 植栽又は伐採は、必要最小限の規模とするよう努めること。	
その他	☐ 伐採後の跡地は、行為後の土地利用に応じ、周辺景観と調和するよう緑化に努めること。	

【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・規模	☐ 視点場から見えにくい位置及び規模とするよう努めること。	
方法	☐ 堆積は、整然と行い、可能な限り高さを抑えるよう努めること。	
その他	☐ 視点場から視認される場合は、植栽を設ける等、周辺環境と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を講ずること。	

【水面の埋立て又は干拓】

区分	配慮事項	対応状況の説明
方法	☐ 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。	

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

(日本産業規格A4)